

八女市成年後見制度 利用促進基本計画

令和3年3月

福岡県八女市

ごあいさつ

認知症高齢者の増加や、障がいのある方への地域での自立促進等、様々な取り組みがなされている中、身寄りがないことなどにより社会的孤立状態にある方々も増加しており、誰もがその人らしく暮らし続けられるよう、権利擁護支援へのニーズも増加しています。

また、認知症、知的障がい、その他の精神上的障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、社会における喫緊の課題であり、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていない現状があります。

こうした中、平成28年5月に成年後見制度利用促進法が施行され、平成29年3月には国が成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。国が策定した基本計画の主なポイントは、関係機関との連携等を含めた成年後見制度利用促進の中心的な役割を担う「中核機関」の設置や「地域連携ネットワークづくり」があり、市町村は国の計画を勘案して市町村での成年後見制度利用促進基本計画を令和3年度末までに策定することが求められています。

こうした状況から本市では、令和3年度から5カ年計画となる「八女市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。この「八女市成年後見制度利用促進基本計画」は、国の基本計画を踏まえ、本市における施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものであります。

今後は、本計画に位置付けた事業を着実に推進するため、「中核機関」を設置し、関係団体などの皆様と「地域連携ネットワーク」を構築してまいりますので、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、幅広い見地から熱心なご審議をいただきました「八女市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました関係機関の皆様にご心よりお礼申し上げます。

令和3年3月

八女市長 三田村 統之



目 次

1	基本計画の概要	1
	(1) 計画策定の背景と趣旨	
	(2) 基本計画の位置付け	
	(3) 基本計画の期間	
	(4) 基本計画の策定体制	
2	成年後見制度利用に関する現状と課題	3
	(1) 成年後見制度に関する実態把握と利用状況	
	(2) 利用促進に対する課題	
3	成年後見制度利用促進に向けた具体的取組	9
	(1) 取組の目標	
	(2) 地域連携ネットワークの基本的仕組み	
	① 地域連携ネットワークの役割	
	② 地域における「協議会」の体制づくり	
	③ 「チーム」の考え方	
	(3) 中核機関の役割	
	① 全体構想の設計と進捗管理等を行う「司令塔機能」	
	② 「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」	
	③ 協議会を運営する「事務局機能」	
	(4) 進行管理機能における支援の段階別機能	
	① 広報・啓発段階（広報機能）	
	② 相談受付・支援方針の検討段階（相談機能）	
	③ 成年後見制度の利用促進段階（利用促進機能）	
	ア) 申立支援	
	イ) 受任者調整支援	
	ウ) 市民後見人の育成と活躍の場	
	エ) 日常生活自立支援事業からのスムーズな移行	
	④ 後見人等への支援段階（後見人支援機能）	
	(5) 中核機関の設置・運営形態	
	① 設置の主体	

② 運営形態

4	資料編	16
	(1) 八女市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱	
	(2) 八女市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会委員名簿	
	(3) 計画策定経過	
	(4) SDGsとは	

1 基本計画の概要

(1) 計画策定の背景と趣旨

わが国では、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の権利を守るために、平成12年から成年後見制度が始まりました。しかし、この制度がこれらの方を支える重要な手段であるにも関わらず十分に利用されていない状況を踏まえ、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「法」といいます。)が施行され、身上保護の重視や自己決定権の尊重に向けた基本理念及び基本方針が定められました。

本市においても、必要とする人が成年後見制度につながっていない現状があり、いかにして利用を促進していくかが課題となっています。さらには、候補者選任の問題や担い手不足も深刻化しつつあり、利用促進を進める上で並行して取り組む必要があります。このような現状を踏まえ、本市では基本計画に成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを定め取り組むものです。

(2) 基本計画の位置づけ

本計画と関連する
SDGsの目標



3

すべての人に
健康と福祉を



11

住み続けられる
まちづくりを



17

パートナーシップで
目標を達成しよう



法第14条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

本計画は、「第2次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画」(計画期間:平成30年度から令和4年度)、「八女市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」(計画期間:令和3年度から令和5年度)及び「第3期障害者基本計画」(計画期間:平成31年度から令和10年度)等の関連計画と連携・整合性を図り策定するものです。

(3) 基本計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5か年の計画として策定します。今後、地域福祉計画、高齢者福祉計画及び障害者基本計画の見直しに伴い、本計画を該当する項目に統合していく予定です。

【今後のスケジュール】

年度	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
計画			成年後見利用促進基本計画					
	地域福祉計画				次期計画			
			高齢者福祉計画			次期計画		
	障害者基本計画（前期）					次期計画		

(4) 基本計画の策定体制

令和元年12月に成年後見制度利用促進基本計画策定に係る準備会、令和2年6月には成年後見制度利用促進基本計画策定委員会を設置し、医療・福祉関係者、司法関係者、学識経験者等を交え、基本計画策定に関し検討を重ねました。また、令和3年1月には意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、幅広い意見を聴取しその反映に努めました。

2 成年後見制度利用に関する現状と課題

(1) 成年後見制度に関する実態把握と利用状況

人口減少と少子高齢化が進む状況は本市においても同様で、支えてくれる家族がいない人や身寄りのない人が増加することは明らかです。また、親亡き後の障がい者の権利擁護についても、不安の声が大きくなっています。令和7年には団塊の世代が後期高齢者になることから、このような課題は今後更に深刻化する事が見込まれます。高齢者や障がい者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、本市として取り組むべき課題の一つであると考えられます。

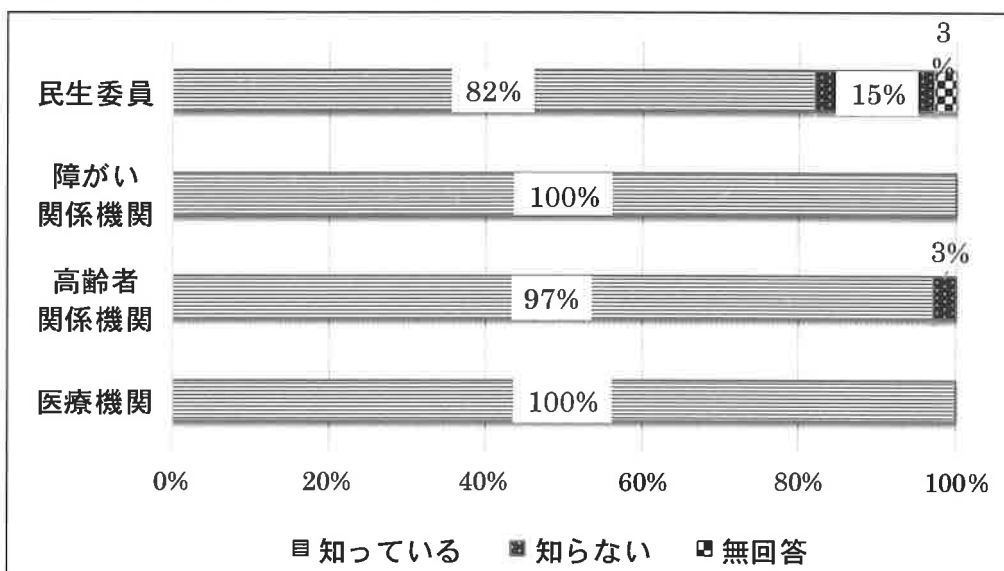
解決策の一つとして成年後見制度が挙げられます。本市では施設職員や相談員向けの勉強会、市民向けの公開講座を開催し周知活動を行ってきました。また、基本計画策定を目指す中で、制度の認知度や理解度が地域や関係機関にどこまで周知できているのか把握するために、平成31年4月から6月にかけて「成年後見制度に関する実態把握調査」を実施しました。民生委員児童委員や障がい関係機関、高齢者関係機関、医療機関を対象に、成年後見制度の理解度や相談件数、相談内容、対応方法等のアンケート調査を行いました。成年後見制度は8割以上の方が知っていましたが、一方で後見人の業務を正しく理解できている人は少ないという結果が出ました。また、相談を受ける内容としては、「日常の金銭管理の問題」や「身のまわりのことができなくなった」、「自分の将来が心配」等の回答が多いことから、日常生活の困り事から相談につながるケースが多い現状がうかがえます。

他にも、後見人候補者の選定が難しい事や後見人の担い手不足、経済的に困窮している方への支援方法、後見人が相談する窓口がない等、相談窓口となる機関や専門職が個々に対応しなければならない状況下に置かれています。

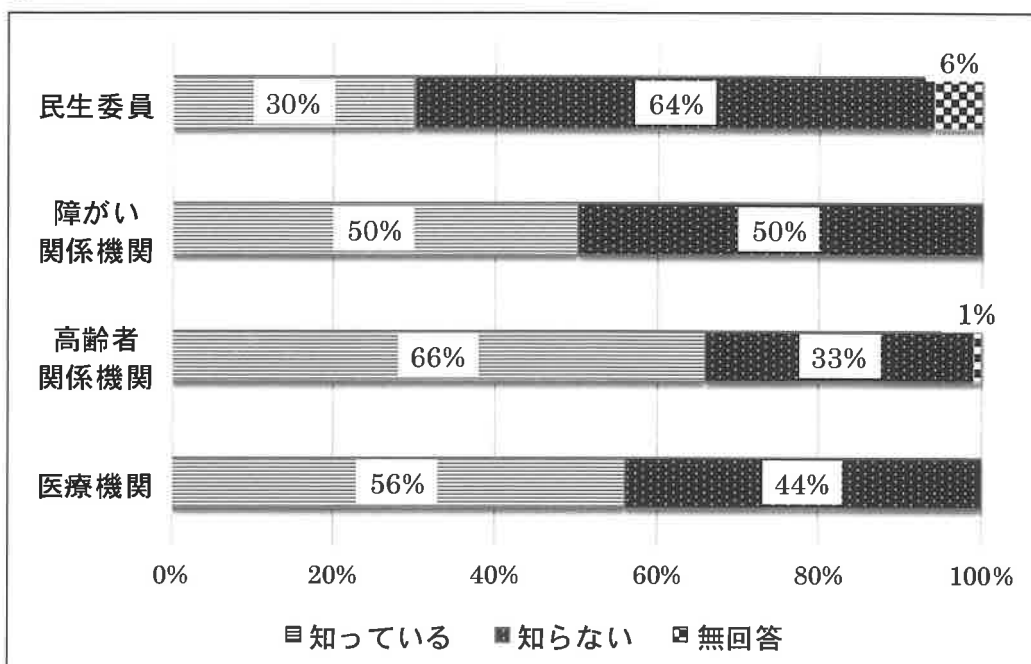
【成年後見制度に関する実態把握調査結果】

対象者	配付数	回収率
民生委員児童委員	203	80%
障がい関係機関	48	96%
高齢者関係機関	84	87%
医療機関	9	100%

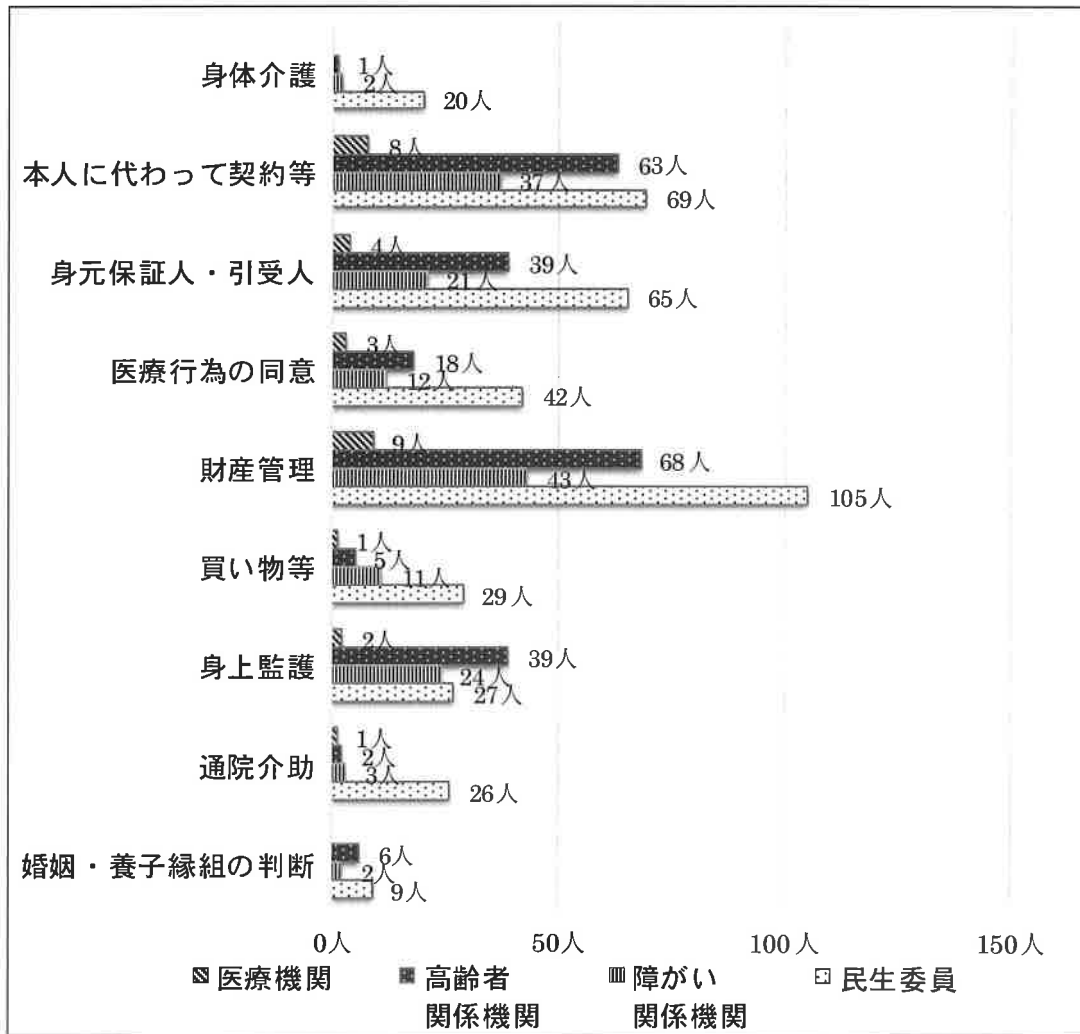
◆成年後見制度を知っていますか



◆市民後見人を知っていますか



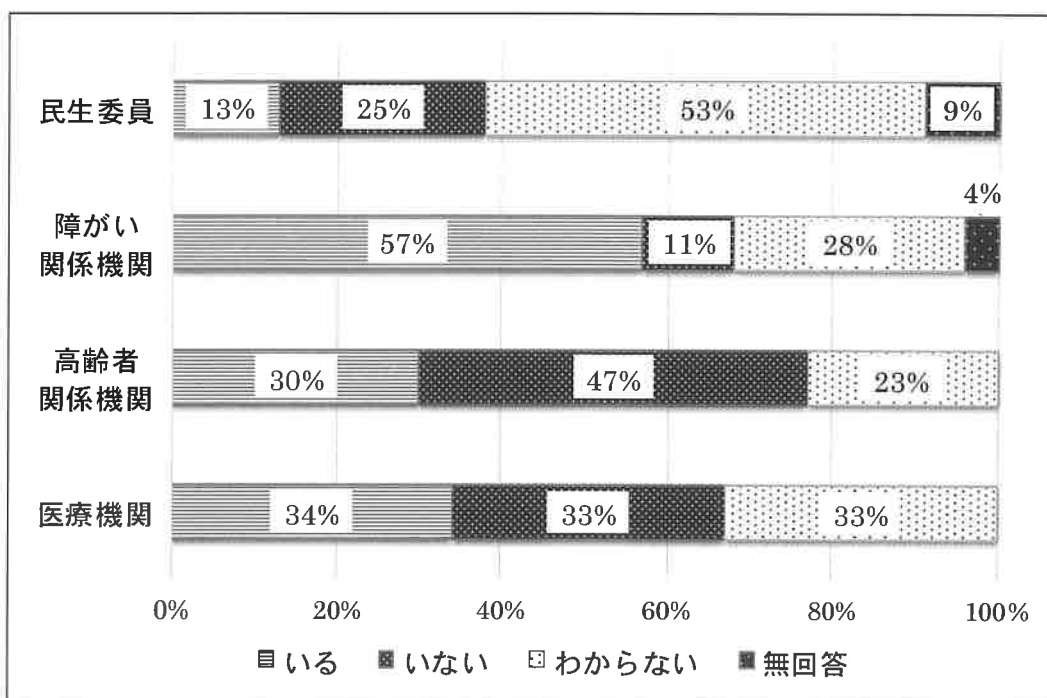
◆後見人ができることはどれだと思いますか（複数回答）



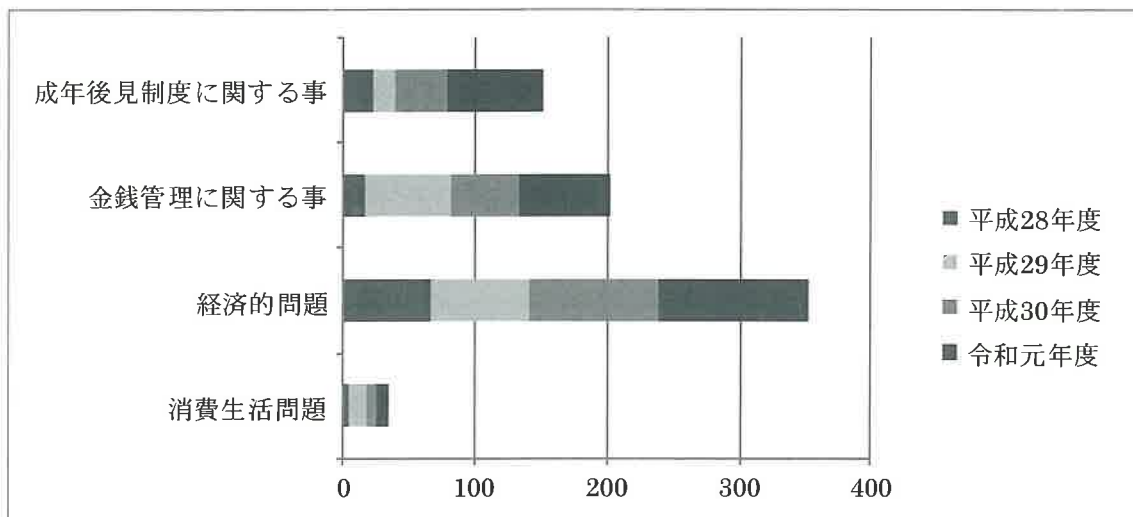
◆地域の方からどのような相談を受けますか

回答	医療機関	高齢者 関係機関	障がい 関係機関	民生委員	合計
成年後見制度について	2人	7人	7人	3人	19人
日常の金銭管理の問題	1人	3人	8人	15人	27人
身のまわりのことができなくなった		2人	2人	39人	43人
自分の将来が心配		3人	1人	51人	55人
配偶者や家族の将来が心配			1人	14人	15人
財産管理・土地の処分	1人	2人		17人	20人
借金問題			1人	9人	10人
悪徳商法に騙された		1人		7人	8人
契約（施設等）ができない		2人	2人	3人	7人
相続・遺言		1人		8人	9人
その他			1人	16人	17人
無回答				1人	1人

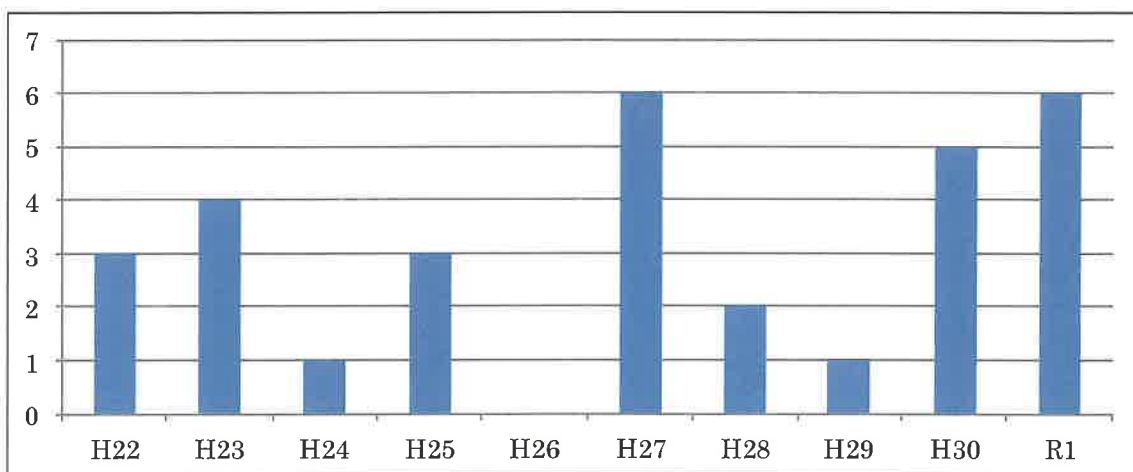
◆現在、または近い将来成年後見制度が必要だと感じる人は地域にいますか



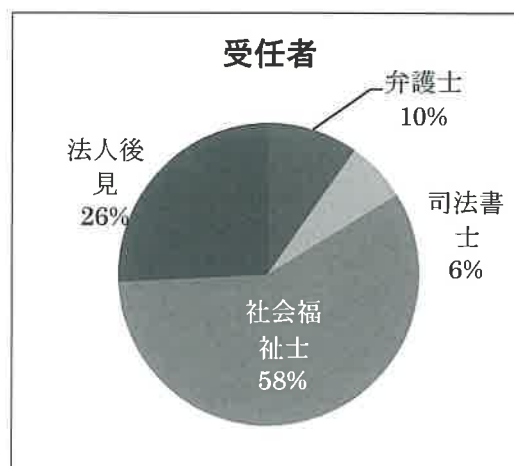
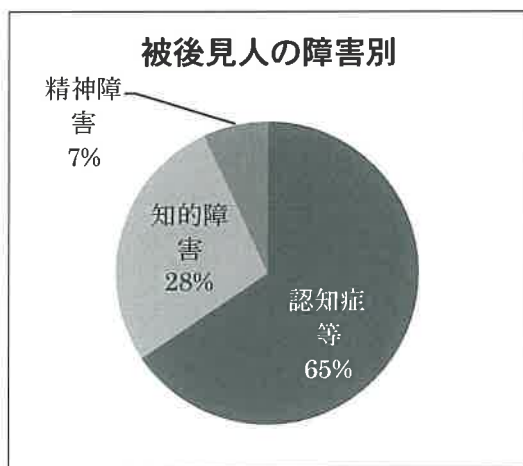
【八女市地域包括支援センターへの相談件数】



【八女市長申立件数】



【八女市における市長申立の状況】（平成22年度～令和元年度：計31件）



(2) 利用促進に対する課題

現状を踏まえると、市民の権利や利益を守り適切に成年後見制度の利用につなげる取組が必要となっています。そのためには、福祉関係機関だけではなく、医療・司法関係者との連携は不可欠で、協議や課題解決できるような地域連携ネットワークづくりが求められています。ネットワークの構築は相談機関の孤立化を防ぎ、相談機関相互の連携強化を図ることに期待できます。

また、成年後見制度の利用を適切にかつ迅速に行うためには、対象者にふさわしい後見人の選定をスムーズに行うことができる体制整備も必要です。

加えて、本市は後見人となる担い手の不足も問題となっており、成年後見制度の利用促進を進める上で、担い手の確保は大きな課題となります。専門3士会（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）との連携に加え、市民後見人の育成及び活用を検討することが重要です。さらに、後見人選任後、後見人を支援する機関がなく監督する立場にある家庭裁判所が相談に乗っており結果として孤立しがちの状況になっていることを踏まえ、後見人をフォローする体制の構築も課題となっています。

3 成年後見制度利用促進に向けた具体的取組

(1) 取組の目標

必要な人が成年後見制度を利用できるよう権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ることとします。また、今までなかった後見人に関する相談窓口ができることで利用者が安心して制度の利用ができる等メリットを実感できる運用にし、後見人等による横領等の不正防止を徹底することで安心して利用できる環境を整備することを目標に掲げ取り組みます。

(2) 地域連携ネットワークの基本的仕組み

①地域連携ネットワークの役割

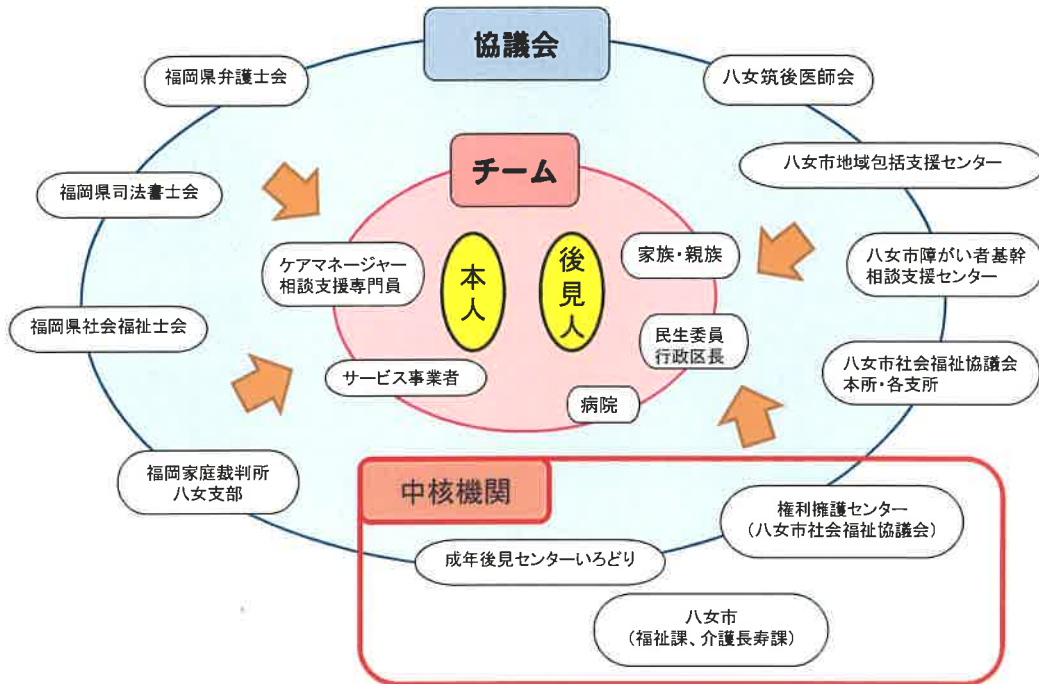
地域連携ネットワークには、大きく3つの役割があります。

1つは、地域における権利擁護支援が必要な人の発見に努め、必要とする支援につなげる役割です。権利擁護支援が必要な人とは、金銭管理が不十分や必要なサービスの利用手続きができずサービスを受けられない等で生活に支障をきたしているが、支援できる家族が不在もしくは家族にも支援が必要な人や虐待を受けている疑いがある人などが挙げられます。

2つは、早期の段階から身近な地域で相談できる体制を整備する役割です。また、相談の段階で法定後見だけでなく任意後見を含めて対応できる体制整備も求められます。

3つは、意思決定支援と身上保護を重視した支援体制を構築する役割です。本人の意向を尊重した生活ができるような支援を行い、福祉サービス利用手続き等の支援を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築が必要です。

八女市の地域連携ネットワークのイメージ図



②地域における「協議会」の体制づくり

法律・福祉の専門職団体や関係機関の連携強化及び困難事例に対する支援、協議を行う組織として「協議会」を設置します。具体的には、後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談に応じ、対応困難ケースの対応方法や方針について助言する体制を構築します。また、ケース対応の中で課題等の意見を集約し、適切な制度利用につながるよう地域課題の検討・調整・解決を行い連携強化や運用見直しを図ります。

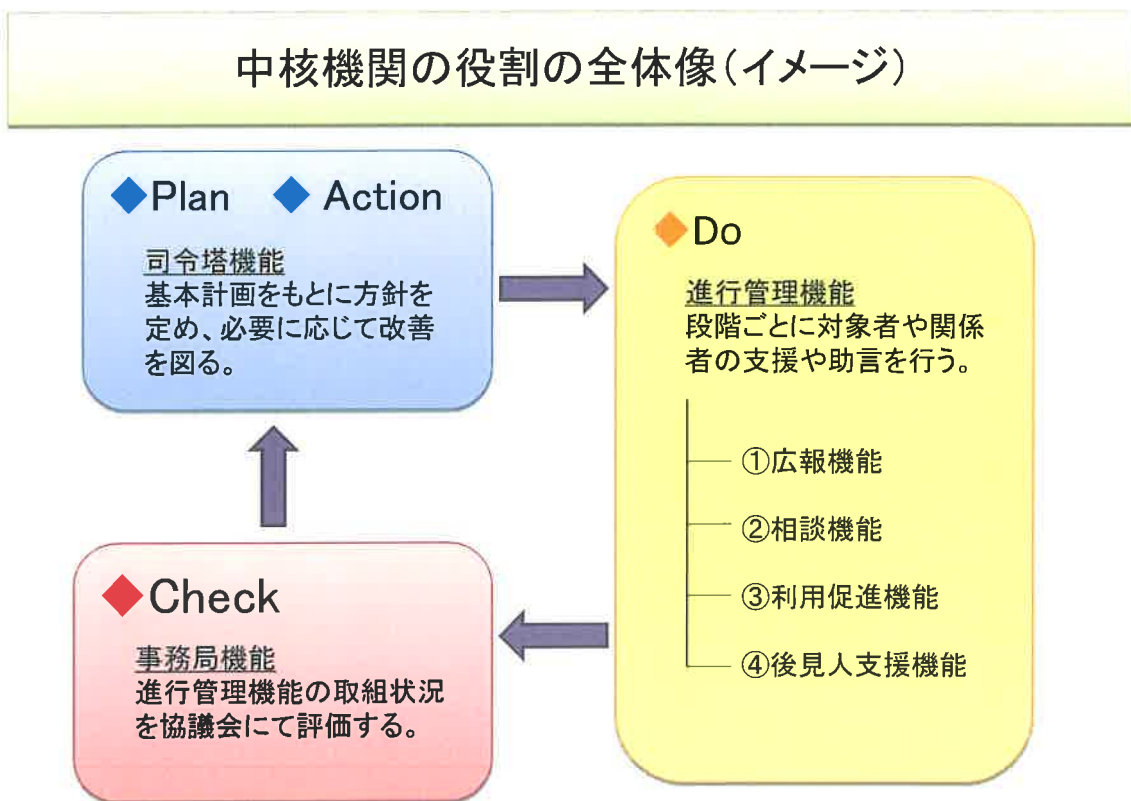
なお、本計画の策定委員会を「協議会」に位置づけ、チームをバックアップする体制整備を図ります。

③「チーム」の考え方

後見人と本人に身近な家族、親族、福祉・医療関係者、地域住民等の本人を支援している関係者を中心にチームを構成し、本人の意向を尊重しつつよりよい生活につながるような支援体制を作ります。また、必要に応じて中核機関が助言等を行い、専門職の介入が適切な場合は、協議会にて調整し専門家をチームに派遣し、チーム全体を支援する体制を構築します。

(3) 中核機関の役割

中核機関の設置に関しては、市町村ごとに地域の実情を踏まえた運営体制にできるとなっています。本市では、複数の機関が成年後見制度の相談支援や対応をしている現状を踏まえ、各機関の取組内容や長所を活かした機能分散による中核機関を設置します。



①全体構想の設計と進捗管理等を行う「司令塔機能」

地域の権利擁護支援や成年後見制度利用促進機能を強化していくためには、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理やコーディネートを担う必要があります。全体構想を管理するためには、本計画の達成状況を確認しつつ新たな取組をコーディネートしていくことが求められます。このように地域連携ネットワークを整備し、適切に運用していくための「司令塔機能」を有します。

②「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」

本計画を基に、具体的に取り組むことを「進行管理機能」と言います。地域において支援する際、3つの検討・専門的判断が重要となります。3つとは、「権

利擁護支援の方針についての検討・専門的判断」「本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断」「モニタリング・バックアップの検討・専門的判断」のことで、この3つの検討・専門的判断を担保する為には、求められる支援の段階ごとに方法を考える必要があります。また、段階によって柔軟性や専門性、窓口体制等求められるスキルが異なることから、各機関に機能を分散することで適正な運用と専門性の高い支援体制を図ります。

③協議会を運営する「事務局機能」

地域連携ネットワークにおける「協議会」には専門職団体、家庭裁判所、関係機関、自治体等が関わり、適切に運用していくためには事務局の機能が重要となります。地域連携ネットワークの中核となる機関が事務局機能を担い、協議会を適切に管理するよう努めます。また、協議会には、利用促進の取り組み状況を確認し運用を評価することも求められ、取りまとめることも事務局機能に求められます。

(4) 進行管理機能における支援の段階別機能

①広報・啓発段階（広報機能）

地域連携ネットワークに参加する司法・福祉・医療・地域・行政等の関係者は、成年後見制度が本人の生活や権利を守る重要な手段であることの共通認識を持って、利用する本人及び家族への啓発を行います。さらに、地域に向けて声を挙げるができない人を発見し支援につなげることの重要性や制度利用が望ましいケースの紹介等を行い、具体的な事案を基に周知啓発に努めます。

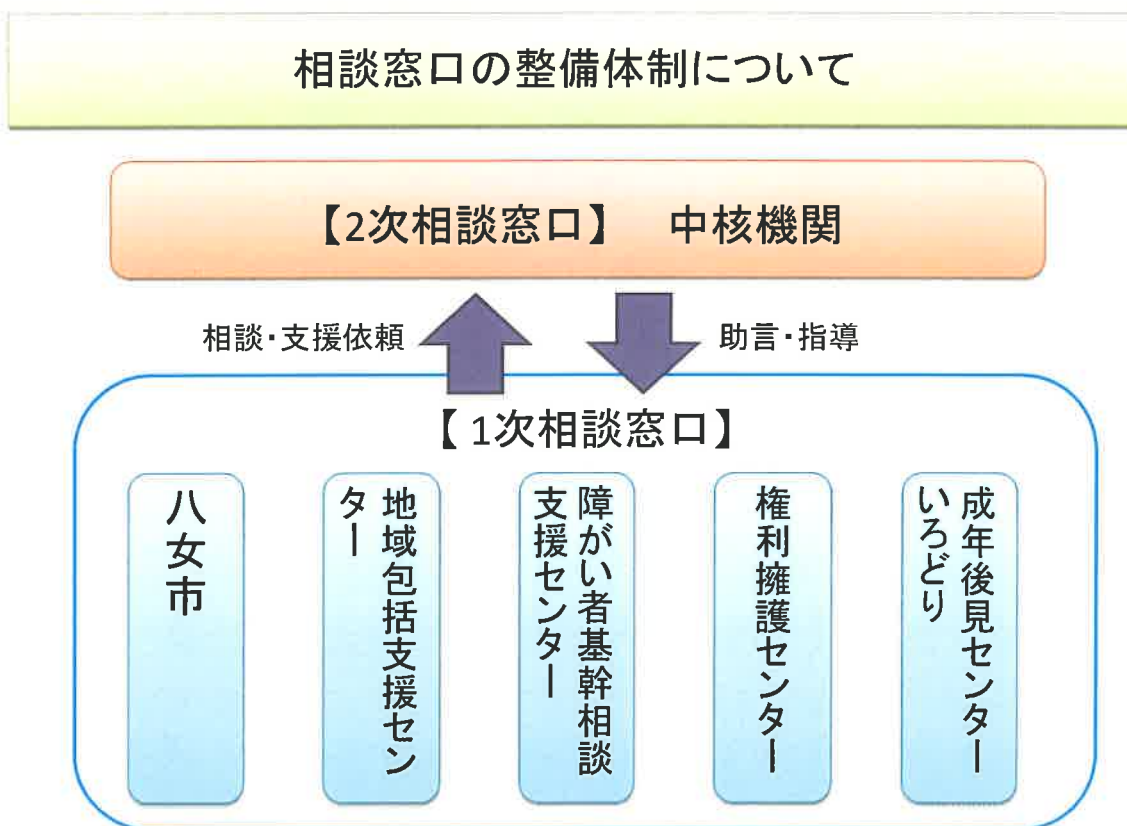
中核機関は、各団体や機関が地域において開催している研修会等の活動と連携し、効果的な周知啓発に取り組みます。また、高齢者や障がい者等の分野別にパンフレットやチラシを作成する等、八女市民にとって分かりやすく親しみやすい周知方法に努めます。

②相談受付・支援方針の検討段階（相談機能）

相談は、従来通り地域に身近な各機関の窓口において対応し、支援機関の少ない山間部においても対応できる体制整備を図ります。また、各機関の対応方法の統一化を図るために、連携を強化しスキルアップに努めます。

中核機関は、一般的な相談を受け付けるとともに、各相談窓口では対応できない専門性の高い相談や困難事例に対応します。潜在化しているケースについても、地域と連携を図り早期対応につながるよう取り組みます。対応の際、後見類

型だけでなく、保佐・補助・任意後見も視野に入れた支援方針の検討を考慮します。



③成年後見制度の利用促進段階（利用促進機能）

ア) 申立支援

申立てを支援する場合、本人の特性や今までの支援機関との関係を考慮した上で、弁護士や司法書士とも連携を図り本人にとって最適な方法を検討し、透明性のある運営に配慮します。支援の中で、利用促進の妨げとなる事項が多数挙げられた場合には協議会等を開催し、利用促進につながる運用ができるよう取り組みます。

イ) 受任者調整支援

中核機関は、専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）、法人後見を行う法人及び今後養成される市民後見人等の名簿を整備し、円滑に候補者を調整できる体制を構築します。さらに、調整の際には、親族後見人や市民後見人が活動しやすいように複数の後見人を候補に挙げることも視野に入れて取り組みます。

受任者の調整は、対象者の特性や選任後の活動内容、難易度によって中核機関で調整します。中核機関で判断できないケースについては、専門職等を交えた受任者調整会議を開催し、対象者に適した候補者を検討します。なお、受任者調整会議は、八女市単独による設置が可能か、広域による設置が望ましいかについて、近隣市町村の動向を確認しつつ検討します。

ウ) 市民後見人の育成と活躍の場

市民後見人養成研修を開催し、後見人の担い手となる市民後見人の育成に取り組みます。研修修了者は、法人後見を行う法人において後見業務の実務経験を重ね、市民後見人が活躍できる環境を整備します。

エ) 日常生活自立支援事業からのスムーズな移行

日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分な人が福祉サービスの利用援助や金銭管理、書類の保管において支援を受けるサービスです。この事業は、生活支援員の定期的な訪問による見守りや本人の意思に基づいた支援を受けられる特徴を有しています。保佐や補助類型と類似点があるため、成年後見制度への移行のタイミングを見極めづらい状況となっています。

今後、地域連携ネットワークを活用し、日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携強化を図ります。保佐や補助、任意後見制度の利用が望ましいケースについては、中核機関と連携しスムーズに移行できるような体制整備に努めます。

④後見人等への支援段階（後見人支援機能）

中核機関は、親族後見人、市民後見人及び専門職後見人等の相談に応じ、後見人の資質向上を図ります。また、高齢者と障がい者では目指す目標が異なる場合が多く、障害状況によっても対応方法が異なります。このような分野の違いを理解した上で、適切な助言を行います。必要な場合は、親族・司法・福祉・医療・地域等の関係者を交えたチームを構築し、日常的に本人を見守り、状況の把握や早急な対応ができる体制を整備します。専門的知見を要するケースについては、地域連携ネットワークより委員を派遣し、チーム全体をサポートする体制整備に努めます。

成年後見制度における不正事案は、親族後見人が多くを占めていますが、専門職後見人による不正行為も増加しています。理解不足・知識不足のみならず、後見人選任後、後見人等が孤立状態となり、相談することもできずに不正行為に発展しているケースも想定されます。中核機関には、後見人等の相談窓口となり不正を未然に防ぐことが期待できます。さらに、地域連携ネットワークによるチーム支援を確立する事で、後見人等の孤立化を防ぎ不正行為につながりにくい環

境を整え、仮に不正行為に及んだとしても早期発見し被害を最小限にすることにもつながります。

(5) 中核機関の設置・運営形態

①設置の主体

中核機関の設置主体については、行政及び地域の様々な関係者との連携が必要となるため、市が設置します。

②運営形態

運営については、中核機関が担う機能を適切に遂行できるよう、市による直営及び市からの委託により行います。市が委託する場合の運営主体は、中立性及び公平性に留意しつつ、かつ専門的業務に継続的に対応できる法人（社会福祉協議会、成年後見センターいそどり）に委託します。また、業務を円滑に行うために、地域における取組実績や専門的知識の深さを踏まえ、複数の機関に機能を分担し運営する形態も検討します。

資料編

(1) 八女市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱

令和2年4月27日

決裁

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第1項の規定に基づき、八女市成年後見制度利用促進基本計画を策定するに当たり、八女市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 策定委員会は、八女市成年後見制度利用促進基本計画の策定に関する事項を協議する。

(組織)

第3条 策定委員会は、10人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療・福祉関係者
- (2) 司法関係者
- (3) 成年後見制度に関し識見を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 策定委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 策定委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、健康福祉部介護長寿課及び福祉課において処理

する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月27日から施行する。

(2) 八女市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会委員名簿

	所属	役職	氏名	備考
1	八女筑後医師会	医師	國芳雅広	会長
2	成年後見センターいろどり	代表理事	池田将樹	
3	八女市障がい者基幹相談 支援センター	相談支援専門員	草場和子	
4	八女市社会福祉協議会 権利擁護センター	社会福祉士	石井隼介	
5	福岡県弁護士会筑後部会	弁護士	後藤大地	
6	福岡県司法書士会筑後支部	司法書士	下川慎一郎	
7	福岡県社会福祉士会	社会福祉士	佐藤都	
8	八女市健康福祉部	部長	松尾一秋	副会長

(3) 計画策定経過

開催日	会議	内容
令和元年12月19日	第1回成年後見制度利用促進基本計画策定に係る準備会	八女市の成年後見制度の取り組み状況の報告 各機関の対応状況の報告等
令和2年2月18日	第2回成年後見制度利用促進基本計画策定に係る準備会	先進地視察研修及び成年後見制度利用促進体制整備研修の報告 成年後見制度利用促進基本計画策定に向けた検討
令和2年6月19日	第1回八女市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会	地域連携ネットワーク及び中核機関の役割と機能について検討
令和2年9月18日	第2回八女市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会	計画案の検討
令和2年10月16日～ 令和2年11月16日	八女市成年後見制度利用促進基本計画（案）に対するパブリックコメント募集	
令和2年12月18日	第3回八女市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会	計画案の協議及び素案の作成

(4) SDGsとは

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、国連加盟193か国が令和12(2030)年までに達成するための目標として、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択されたものであり、包括的な17のゴール(目標)とその下位目標である169のターゲットにより構成されるものです。

我が国においても、「SDGsアクションプラン2019」が策定され、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人一人の保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していくこととされ、地方自治体においてもSDGsに向けた取組が求められています。



《5つの特徴》

- ◇普遍性：先進国を含めて、すべての国が行動
- ◇包摂性：人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」
- ◇参画性：全てのステークホルダーが役割を
- ◇統合性：社会・経済・環境に統合的に取り組む
- ◇透明性：定期的にフォローアップ

《5つの要素》

- ◇People 人間
- ◇Prosperity 豊かさ
- ◇Peace 平和
- ◇Partnership パートナリシップ
- ◇Planet 地球